

吸收分割に係る事後開示書類  
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号  
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書類)

2023 年 10 月 1 日  
東宝株式会社  
TOHO Global 株式会社

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号に定める  
事後備置書類  
(吸收分割に係る事後開示書類)

2023 年 10 月 1 日

東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号  
東宝株式会社  
代表取締役社長 松岡 宏泰

東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号  
TOHO Global 株式会社  
代表取締役社長 植田 浩史

東宝株式会社(以下「吸收分割会社」といいます。)及び TOHO Global 株式会社(以下「吸收分割承継会社」といいます。)は、2023 年 7 月 20 日付で両社の間で締結した吸收分割契約書(以下「本件契約」といいます。)に基づき、2023 年 10 月 1 日を効力発生日として、吸收分割会社の国際部が営む事業に関して有する権利義務を吸收分割承継会社に承継させる吸收分割(以下「本件分割」といいます。)を行いました。

本件分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 本件分割が効力を生じた日(会社法施行規則第 189 条第 1 号)

2023 年 10 月 1 日

2. 吸收分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 2 号)

(1) 会社法第 784 条の 2(吸收分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、吸收分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸收分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

本件分割は、吸収分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、吸収分割会社の株主には、株式買取請求権はなく、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過

吸収分割会社において、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存在しないため、吸収分割会社は、会社法第 787 条の規定による手続を行っておりません。

(4) 会社法第 789 条(債権者異議)の規定による手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 8 月 21 日付で、吸収分割会社の債権者に対し、官報及び電子公告にて公告をいたしましたが、本件分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収分割会社においては、各別に催告を行う必要がある不法行為債権者はいなかったため、会社法第 789 条第 1 項及び第 3 項の規定による催告は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

吸収分割承継会社において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、本件分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、2023 年 8 月 1 日付で、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、吸収分割承継会社の株主に対し通知を行いましたが、吸収分割承継会社に対し、同条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続の経過

吸收分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 8 月 21 日付で、吸收分割承継会社の債権者に対し、官報にて公告をいたしましたが、本件分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸收分割承継会社においては、知れている債権者はいなかつたため、同条第 2 項の規定による催告は行っておりません。

4. 吸收分割により吸收分割承継会社が吸收分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

吸收分割承継会社は、本件分割の効力発生日である 2023 年 10 月 1 日付で、本件契約の別紙に記載された権利義務を承継いたしました。

なお、吸收分割承継会社が本件分割により吸收分割会社から承継した資産の額は約 15,599 百万円(暫定値)であり、負債の額は約 96 百万円(暫定値)です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

2023 年 10 月 2 日(予定)

6. その他吸收分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号)

吸收分割会社は、本件分割に際し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成 12 年法律第 103 号。以下「労働契約承継法」といいます。)第 7 条に基づき、労働者の理解と協力を得るように努め、商法等の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 90 号)附則第 5 条の規定に基づく協議及び労働契約承継法第 2 条の規定に基づく労働者及び労働組合への通知等を行いましたが、異議申述期限までに異議を申し出た労働者はありませんでした。

以上